

○東海大学学生生活に関する規則

(制定 昭和39年4月1日)

改訂	昭和40年4月1日	昭和41年4月1日
	昭和42年4月1日	昭和43年4月1日
	昭和48年4月1日	昭和51年1月11日
	昭和63年4月1日	1989年4月1日
	1990年4月1日	1991年4月1日
	1992年4月1日	1993年4月1日
	1996年4月1日	1997年4月1日
	2000年4月1日	2001年10月1日
	2008年4月1日	2009年4月1日
	2011年4月1日	2014年4月1日
	2015年4月1日	2021年4月1日
	2021年10月1日	

前 文

東海大学の建学の精神は、学園創設の原点となった「望星学塾」に、創立者松前重義が掲げた

若き日に汝の思想を培え
若き日に汝の体軀を養え
若き日に汝の智能を磨け
若き日に汝の希望を星につなげ

という言葉の基本理念とし、広く自らの歴史観、世界観、人生観を培い、社会に対する強い使命感と豊かな人間性を備えた人材を育成するところにある。

本学に学ぶ学生各自は、この東海大学の建学の精神と教育目標にこたえるべく真摯に努めなければならない。

(指針)

学生生活を送るに当たり、次の生活指針を定めるものとする。

- 1 本学学生は建学の精神にのっとり、学則及び大学の定める諸規則を遵守し、本学学生としての自覚を持ち、自分の行動に責任を持たなければならない。
- 2 他の人を敬い、人格を尊重し、偏見を持たず、社会を構成する一員としてマナーとモラルを守らなければならない。
- 3 課外活動は、学生自身を主体とした民主的な自治活動であるので、自主性と協力精神を培い、個性を生かして人間形成を図り、教養を高めることを目的とするものである。課外活動に参加することは、各自の意思に委ねられているが、積極的に参加することが望ましい。
- 4 大学は、その所在する地域社会及び住民との協力関係のうえに成り立つものであり、学生生活については地域との協調のもとに十分な自戒を持って生活しなければならない。

第1章 総則

(主旨)

第1条 この規則は、東海大学学則に定める条文のうち、学生生活に関するものについての細則を定める。

2 この規則は、前文を実現するための基本的事項及び若干の事務規約を定めるものとする。

第2章 誓約・保証人・各種届

(誓約)

第2条 学生は、入学に際して、本学建学の精神にのっとり、学則及び大学の定める諸規則を遵守することを誓い、学生・保証人連署による誓約書を、学長に提出しなければならない。

(保証人)

第3条 保証人は、原則として父母とする。ただし、事情があるときや保証人としての責務が果たせないときは、それに代わる者で独立して生計を営み、保証人としての責務を果たすことのできる人物とする。

2 保証人は、常に本学と連絡を密にし、教育指導に協力するものとする。

3 保証人がその責務を果たせなくなったときは、速やかに保証人を変更し、保証人変更届及び誓約書を提出しなければならない。

4 保証人は、原則として、日本国内定住者でなければならない。ただし、事情があるときは、国外の父母、親類又は日本在留の連絡人とすることができる。

(各種届)

第4条 学生は、入学時に届け出た保証人、家族代表者及び学費納付者の住所・氏名並びに学生本人の住所・氏名に変更が生じたときは直ちに変更事項を各カレッジオフィスに届け出なければならない。

第3章 学生証

(交付・在籍確認)

第5条 新入生は、入学時に学生証の交付を受け、以降毎年度指定された期日に各カレッジオフィスに提示して在籍の確認を受けなければならない。

(携帯義務)

第6条 学生が登校するときは、学生証を必ず携帯し、本学教職員から求められたときは、提示しなければならない。

2 大学が実施する各種試験を受験するとき、及び各種証明書の請求、受領、施設利用等をするとき、学生証を提示しなければならない。

(紛失・再交付)

第7条 学生が学生証を紛失したときは、直ちに各カレッジオフィスに再交付願を提出し、所定の手数料を納めて再交付を受けなければならない。

(返還)

第8条 学生が退学・除籍により大学の籍を失ったときは、直ちに学長に学生証を返還しなければならない。

第4章 学生支援

(学生支援)

第9条 大学は、学生の修学及び学生生活支援の目的のために指導教員制度を設け、また、学生相談室等を設置する。学生は、修学及び学生生活上のことについて援助を必要とするときは、指導教員、学生相談室等に相談することができる。

第5章 生活・健康

(定期健康診断・感染症罹患の届け出)

第10条 学生は、自らの健康を管理するため、毎年度定められた期間に健康推進センターが実施する定期健康診断を受診しなければならない。

2 健康診断の結果、何らかの異常が認められたときは、必要に応じて治療又は自宅療養を勧告することがある。

第10条の2 学生は、学校保健安全法に定める「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合、及び罹患した可能性が高い場合は、速やかに健康推進センター所長に届け出なければならない。当該の学生については、学校保健安全法の規定に従い通学を停止する。

(車両通学)

第11条 学生の通学手段は、原則として徒歩及び公共交通機関の利用によるものとする。ただし、車両通学を希望するときは、各校舎の定める規則にのっとり、これを許可することがある。

(喫煙)

第12条 学生は、大学の指定した場所以外で喫煙してはならない。

第6章 課外活動

(目的)

第13条 課外活動は、学生自身を主体とした民主的な自治活動を通して、自主性と協力精神を培い、自己の人格形成を図り、教養を高め、個性の伸長を目指すことを目的とする。

2 前項の活動は、入学と同時に全学生が会員となる学生会活動及び有志による学生団体等を指し、原則としてそれぞれの団体の責任の下に組織・運営される。

3 学生は、課外活動の意義をよく認識し、健全な活動を展開し、いやしくもその精神から逸脱し、又は学内秩序を乱すような活動をしてはならない。

(学生会費)

第14条 学生会会費は、学生会諸規則により、学生会が徴収するものとする。ただし、学生会から大学への申入れにより大学が承認したときは、学費納入時に大学が代理徴収することができる。

2 前項により大学が代理徴収するときは、春学期学費納入時にほかの納入金とあわせて請求するものとする。ただし、春学期に休学し秋学期に復学する学生に対しては秋学期学費納入時に請求するものとする。

(学生団体への入退会)

第15条 学生団体への加入・脱退は、原則として学生各個人の自由意思に任せられなければならない。団体の責任者は、加入・脱退に際して学生個人の意思を尊重しなければならない。

(学生団体の活動停止・解散)

第16条 大学は、学生団体の活動が課外活動の本来の目的から逸脱したときは、その団体に対し、活動停止又は解散の処置をとることができる。

2 大学は、学生団体の活動が健全な状態で行うことができないときは、その団体に対し、活動停止の処置をとることができる。

(集会・行事・対外試合等)

第17条 学生が集会・行事、対外試合等を開催し、又はそれらに参加するときは、目的、責任者氏名、参加者氏名、場所及び活動予定をその1週間前までに所管部長に願い出て、許可を得なければならない。ただし、大学が特に指定した団体は別に定める。なお、集会・行事、対外試合等が終了したときは、結果報告書を提出するものとする。

(掲示・立看板)

第18条 掲示又は立看板は、掲示内容の写しを添えて、設置場所等を所管部長に願い出て、許可を得なければならない。

2 掲示又は立看板の内容は、虚偽を記載若しくは他人の名誉を毀損又は風紀を乱すものであってはならない。

(印刷物配布・放送)

第19条 学生が、印刷物等を配布、又は放送を行おうとするときは、事前にその内容、責任者氏名、場所及び時間を所管部長に願い出て、許可を得なければならない。

(物品販売・募金)

第20条 学生が、物品の販売又は募金活動をするときは、事前にその主旨、責任者、時間及び場所を所管部長に願い出て、許可を得なければならない。

(物品・器具等の移動)

第21条 学生は、学内に設置されている備品・器具等を無断で移動してはならない。何らかの理由により移動を希望するときは事前に所管部長の許可を得なければならない。

(施設借用)

第22条 学生が、課外活動等により大学の施設を利用するときは、事前に所管部長の許可を得なければならない。

第7章 公認団体

(設立)

第23条 学生が、団体の公認を得たいときは、部長教員及び学生責任者の署名のある願書に団体規約(会則)及び団体員名簿を添え、スチューデントアチーブメントセンター、各校舎のカレッジオフィスを経て学長の許可を得るものとし、許可されたものを公認団体として扱う。規約その他出願事項を変更する場合も同様とする。

2 公認団体は、その必要に応じ監督を置くことができる。

(活動)

第24条 公認団体は、部長教員の指導のもと民主的・計画的・日常的に運営される組織によって活動しなければならない。

2 毎年5月末までに所属する団体員の名簿を所管部長に届け出なければならない。ただし、新設された団体はこの限りではない。

3 団体員名簿提出後に団体員の変更があったときは、速やかに所管部長に届け出なければならない。

- 4 第2項に定める期限までに団体員名簿の届出のない団体は、解散したものとみなす。
- 5 学外の組織等に加入するときは、部長教員の許可を得て、加入する学外組織の名称、規約等を所管部長に届け出なければならない。
- 6 部室は、団体の目的とする活動以外に使用されることのないよう、また、清潔保持・整理整頓に配慮し、火気・盗難等について各学生責任者のもと厳重に管理されなければならない。
- 7 団体の活動中に事故が発生したときは、団体の責任者は速やかに所管部長に届け出なければならない。
- 8 すべての公認団体は、その活動に係る事故により負担することとなる損害賠償責任その他一切の法律上の責任の履行に充てるため、当該団体の予算に事故対策費（保険料等を含む。）を計上しておかななければならない。

第8章 政治・宗教活動及び商行為

（政治・宗教活動）

第25条 思想、信条及び信教の自由については法の定めるところによるが、大学の使命の遂行を阻害するものであってはならない。

- 2 学内において、特定の政党若しくは政治団体の政見・政策又は特定の教団の目的を実現するための活動は、個人・団体を問わず大学の許可を得なければならない。

（商行為）

第26条 学生は、学内において、特定の企業や団体のための営業活動又はそれに類する勧誘活動等を行ってはならない。

第9章 学費納入

（納入期限）

第27条 学費は、所定の年額を春学期分と秋学期分に分け、春学期分は4月20日、秋学期分は10月20日までに納入するものとする。ただし、年額を春学期納入時に一括納入することも可能とする。

（延納）

第28条 学費の延納を希望するときは、第27条に定める納入期限までに学生・保証人の連署による学費延納願を提出して学長の許可を得なければならない。延納が認められる期限は、春学期は6月20日、秋学期は12月20日までとし、期日までに納入されないときは、学則第35条第3項に準じて除籍される。

（学費未納による除籍者の復籍）

第29条 学則第35条第3項により除籍された学生が、同条第4項により復籍を願い出るときは、春学期は7月31日、秋学期は1月31日までに、未納学費及び別に定める復籍費を完納し、復籍願を提出しなければならない。

（再入学時の措置）

第30条 再入学時の入学金及び学費は、再入学年度に定められた納付額を適用する。ただし、入学金は所定額の半額とする。

第10章 T. A. S. 協議会

（T. A. S. 協議会）

第31条 大学の発展充実を目指して学生生活の諸問題を協議するため、教員・管理者・

学生各代表によって構成する T.A.S.(Teachers Administrators Students) 協議会を置く。

第11章 不服申立て

(不服申立て)

第32条 学生個人又は学生団体が、学内で不当な扱いを受け、又は正当な権利を侵害されたと考えるときは、所管部長に不服の申立てをすることができる。

付 則

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規則は、2001年10月1日から施行する。
- 2 条文中所管部長とは、湘南校舎においては教学部長、代々木、清水、沼津、伊勢原の各校舎においては学部長とする。なお、所管部長への届出及び願い出は所管教学課を経るものとする。

付 則

- 1 この規則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 条文中所管部長とは、湘南校舎においては教学部長、湘南校舎以外の校舎においては学部長とする。なお、所管部長への届出及び願い出は、所管教学課を経るものとする。

付 則

- 1 この規則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 条文中所管部長とは、湘南校舎においては教学部長、代々木、高輪、沼津、清水、伊勢原の各校舎においては学部長、九州キャンパスにおいては九州教学部長、北海道キャンパスにおいては北海道教学部長とする。

付 則(2014年4月1日)

この規則は、2014年4月1日から施行する。

付 則(2021年4月1日)

- 1 この規則は、2021年4月1日から施行する。
- 2 条文中所管部長とは、湘南校舎においては教学担当のユニバーシティビューローゼネラルマネージャー、代々木、高輪、清水、伊勢原の各校舎においては学部長、九州キャンパスにおいては教学担当のユニバーシティビューロー(九州)シニアマネージャー、札幌キャンパスにおいては教学担当のユニバーシティビューロー(札幌)シニアマネージャーとする。

付 則(2021年10月1日)

この規則は、2021年10月1日から施行する。